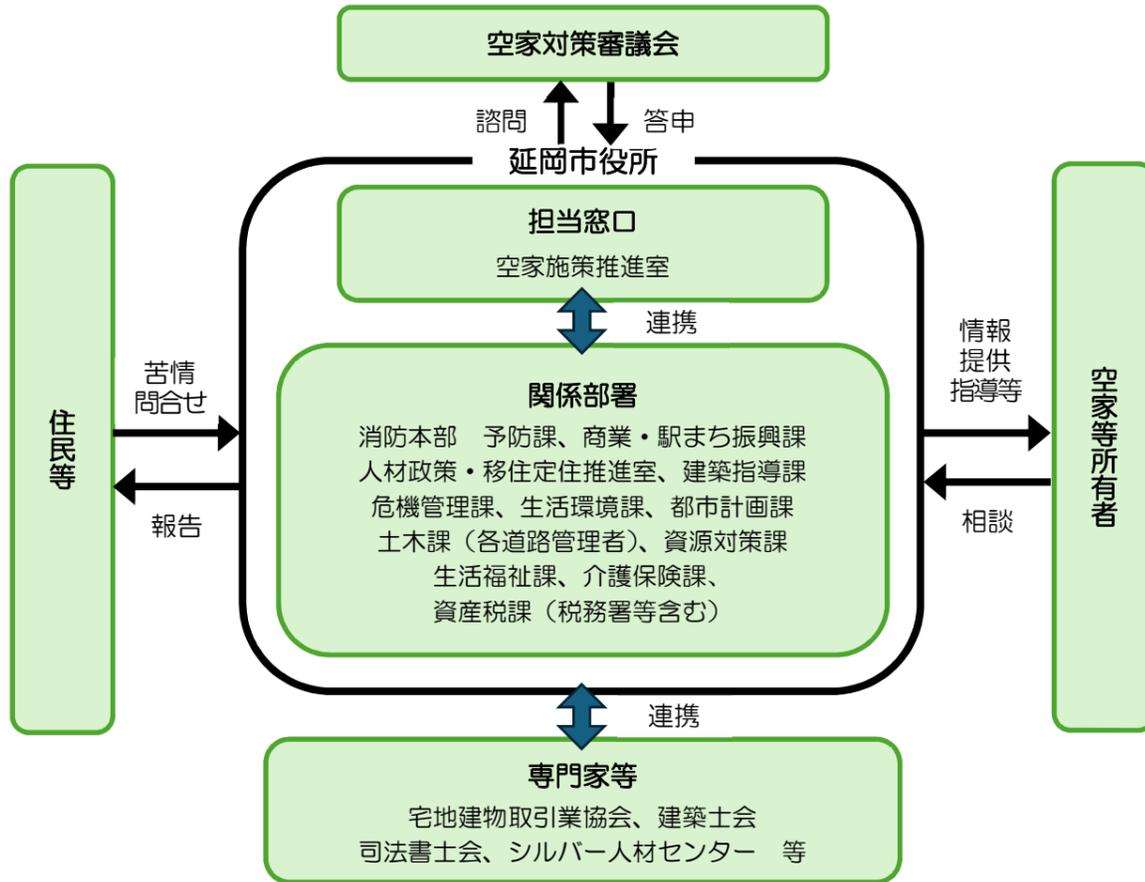


第5章 空家等対策の実施体制等

1. 取り組み方針に沿う組織体制

空家等対策は、以下の体制で推進します。



2. 担当課と連絡先

内容	担当部署	電話番号
総合相談窓口 本計画に関する事、危険な空家等に関する事、活用に関する事(店舗は除く。)、空家等の管理方法に関する事、相続に関する事	空家施策推進室	0982-20-7170
建物の用途変更などに伴う消防法の規制に関する事	消防本部 予防課	0982-22-7101
利活用に関する事(店舗に限る。)	商業・駅まち振興課	0982-34-7841
移住に関する事	人材政策・移住定住推進室	0982-20-7176
空家等の建替え等に関する事(建築基準法に関する事に限る。)	建築指導課	0982-22-7034
災害危険箇所等に関する事	危機管理課	0982-22-7077
雑草の繁茂等に関する事、動物の営巣等に関する事、悪臭に関する事	生活環境課	0982-22-7001
景観形成に関する事、公園の安全性の確保に関する事	都市計画課	0982-22-7022
道路通行の安全性の確保に関する事	土木課(各道路管理者)	0982-22-7021
敷地内のごみ処理等に関する事	資源対策課	0982-34-2626
固定資産課税情報に関する事	資産税課	0982-22-7043
生活保護受給者情報に関する事	生活福祉課	0982-22-7041
介護保険利用者情報に関する事	介護保険課	0982-22-7069
リフォーム促進税制に関する事(固定資産税に関する事に限る。)	延岡税務署 資産税課	0982-32-3301 0982-22-7043

延岡市空家等対策計画【概要版】(案)

令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)



延岡市

計画策定の背景と趣旨

わが国では、高度成長期において、団塊の世代の急激な人口増加、核家族化の進行により、住宅需要は増大し、積極的に住宅供給がされました。

しかしながら、平成、令和と時代が変わるにつれ、晩婚化や少子高齢化が進み始め、ここに来て人口減少が叫ばれるようになりました。高度成長期に供給された宅地や住宅は、人口減少により、供給過多が生じており、空家の数は増加しています。

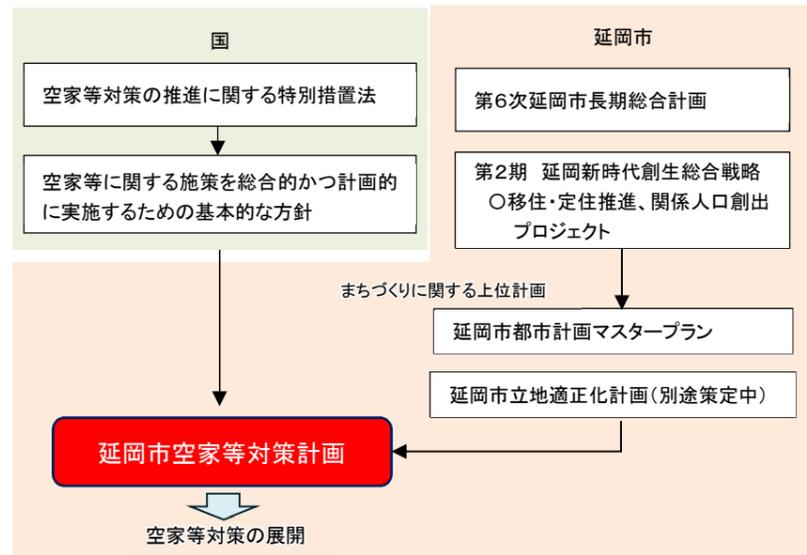
この現象は、大都市だけでなく、延岡市のような地方都市においても、ほぼ同時期に表面化してきており、今後も人口減少や超高齢化社会への進行は避けられず、将来、管理不全な状態になると予想される潜在的な空家等も増加しつつあります。また、空家等の管理不全による問題は、防災・防犯・安全・景観・地域の活性化などの多様な面から市民生活に悪影響を及ぼすことから、地域社会の健全な維持のため空家等問題への早期の対策が求められています。

このようななか、国の空家等問題への対策として平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年12月に改正されたことを受け、本市が平成30年度に策定した「延岡市空家対策計画」につきまして、より効果的な施策を展開するための改定を行います。

第1章 空家等対策計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、本市における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、上位計画との融合をとりながら空家等の対策の展開を図ります。



2. 計画期間 令和6年度から令和15年度までの10年間

3. 計画エリアと対象空家等の種類

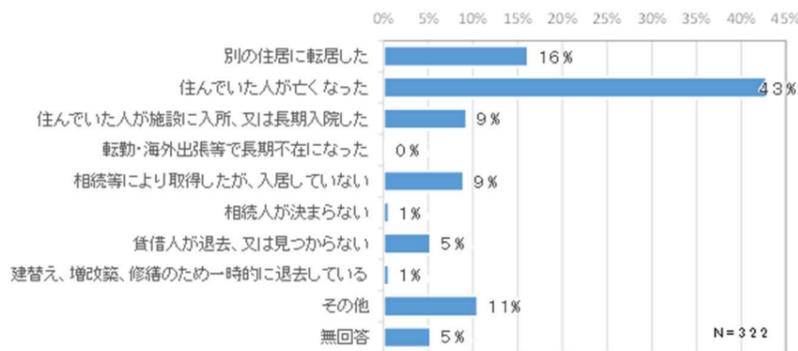
- ① 計画の対象とする地区：原則、延岡市全域
- ② 計画の対象とする空家等の種類：すべての空家等（空家等が存する敷地を構成する擁壁やその敷地内に植生する植栽及び立木竹を含む。）

第2章 空家等に関する背景や課題等

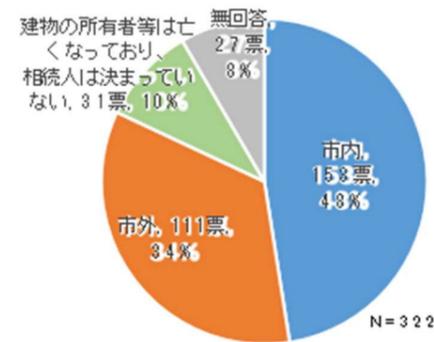
1. 全戸数調査の結果

延岡市の空家数は 2,525 件、専用住宅が 85% を占めています。

2. アンケート結果(空き家になった理由)



2. アンケート結果(空家所有者等の居住地)

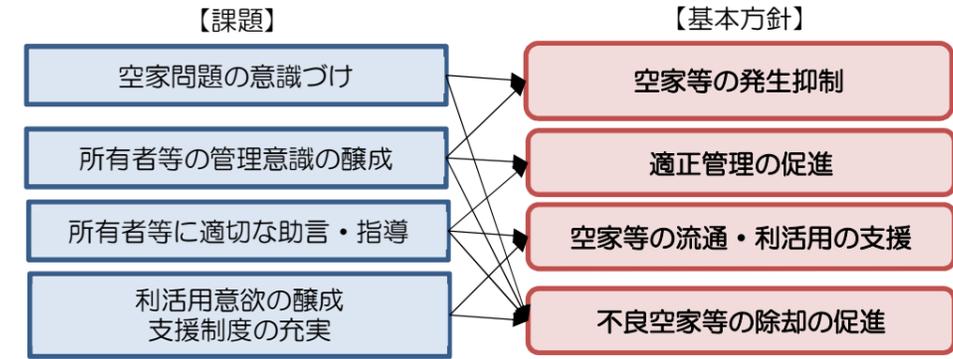


3. 課題

- | 【現状】 | ⇒ | 【課題】 |
|-------------------|---|------------------|
| ① 人口減少と高齢者世帯の増加 | ⇒ | 空家問題の意識づけ |
| ② 空家等の所有者等の意識の低下 | ⇒ | 所有者等の管理意識の醸成 |
| ③ 管理不全空家等の増加 | ⇒ | 所有者等に適切な助言・指導 |
| ④ 利活用されていない空家等の増加 | ⇒ | 利活用意欲の醸成 支援制度の充実 |

第3章 空家等対策の方針

空家等対策に関する課題を踏まえ、4つの基本方針を定めました。



第4章 空家等対策の取り組み

4つの基本方針のもと、空家等の実態把握や、適正管理に寄与する情報等の周知などの具体的な取り組みを進めていきます。

